

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年十一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年八月十二日奈良県指令高土第二七一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年十一月六日高土第八五八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年十一月六日高土第三五五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市別所一八〇番三四、一八七番一、一八七番四、一八七番五、一八七番六、一八七番七、一八七番八及び一八七番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂七丁目一一一番地の六
株式会社大和ハウジング 代表取締役 山中伸晃

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市別所一八七番一
水路 香芝市別所一八〇番三四及び一八七番四